

下市町産業振興促進計画

令和2年2月27日作成
奈良県吉野郡下市町

1. 計画策定の趣旨

本町は、奈良県のほぼ中心に位置し町域の約8割を森林が占める自然豊かな緑多き町であり、古くから「市」が栄え日本最初の商業手形「下市札」が発行されるなど、奥吉野地方の入口として、古くから政治・経済・文化の中心的な役割を果たし、吉野山地と大和平野を結ぶ交通の要衝として栄えた町である。

主な産業は、木工品を主体とした地場産業や農業・林業、商工業であるが、地場産業の割り箸や三宝、神具等の木工品は、伝統的な産業であることから機械化が遅れ安価な輸入品に押されている状況にある。また、農業・林業については、従業者が高齢化し減少しており、販売価格の低迷、生産コストの上昇等、これらを取り巻く社会的情勢は厳しさを増している。

観光にあっては、広橋梅林や神社仏閣など優れた観光資源があるが、主要な産業として成り立っていない。

このような状況の中で、本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには基幹産業である林業をはじめとし、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に従い、新たに計画を作成するものである。

(1) 下市町の概要

① 自然的条件

下市町は、奈良県のほぼ中心、県の南半分を占める吉野郡の北西部（東端は東経135度52分19秒、西端は東経135度46分15秒、南端は北緯34度16分34秒、北端は北緯34度23分02秒の間）に位置し、東西約9km、南北約11.5km、面積62.01km²を有している。北は吉野川を境に大淀町、東は吉野町、南は黒滝村、西は五條市と接している。

町域の約8割を森林が占めており急峻な地形が多い。北部の吉野川や、中央部の秋野川沿いの低平地に市街地が形成され、丘陵、山間部や南部の丹生川沿いなどに小さな集落が点在している。

②歴史的条件

下市町の歴史は古く、町内で縄文時代の遺跡も確認されるなどかなり以前から居住していた様子がうかがえるが、市街地の概形は、中世以降、吉野地域の玄関口として交易が盛んになり、“市”が開かれた頃に形成された。また、わが国最初の商業手形「下市札」も発行されるなど、地域経済の中核機能を果たしてきた。

明治22年に11ヶ村の統合により下市村が誕生、そして明治23年4月1日町制施行により下市町となり、昭和31年には秋野村、丹生村と合併して現在に至り、令和2年で町制施行130周年を迎えるところである。

③社会的・経済的条件

下市町は、紀伊半島の県中央部にあって、県都奈良市から38kmの距離にあり、交通機関を利用して近畿圏の都市部まで1時間余りとなっている。また、国道309号は、国道370号、国道24号と接続し、吉野地域と大阪南部、和歌山を結ぶ要衝となっている。

南阪奈道路や京奈和自動車道の開通等、交通アクセス・ネットワークの進展に伴い、関西国際空港を含む近畿圏50km圏域のアクセスが短縮されることから、近隣町村はもとより大阪経済圏の影響を強く受け、経済的つながりが益々強くなってきている。

(2)人口の推移と動向

本町の人口は、戦後の復員やベビーブームに伴って昭和15年の9,970人から昭和35年には14,545人と大幅に増加したところである。しかし、その後、人口が減少し、平成2年には9,950人、直近の平成27年の国勢調査では、5,662人となり、町人口のピーク時である昭和35年からは、8,883人(61%)減少しており、直近の令和元年5月には5,393人であり、本町の人口は大幅に減少している。

また、年齢階層別に、昭和35年と平成27年を比較すると、14歳以下の人口は、△3,931人(△90.9%)、15～64歳は△6,125人(△66.21%)と共に大きく減少しているのに対し、65歳以上については、1,521人(156.3%)増加している。

年齢構成でも、平成27年で5,662人に対して、65歳以上の高齢者が2,494人と1.5%を占めるに至り、全国及び県平均を大きく上回り超高齢化が進んでいると共に、14歳以下の年少人口は392人と6.9%となっており、今後も人口減少、少子高齢化は益々進むと予想される。

(3)前計画の評価

本町が平成27年度に認定された下市町産業振興促進計画(平成27年度～令和元年度。以下「前計画」という。)の期間においては、次の取組及び目標を設定。

①産業振興を推進しようとする取組

□町

- 半島振興法による租税特別措置の活用促進
- 企業誘致の促進
- 農林業・観光振興における取組
- PR活動

□県

- 半島振興法による租税特別措置の活用促進
- 企業立地促進法による租税特別措置の活用促進
- 設備投資・雇用促進・産業育成の補助金等

□関係団体等

- 商工会……町の魅力づくり、情報発信、経営基盤の強化のための人材育成
- J A……担い手の確保、支援、育成
- 観光協会……PR活動の強化、農家と旅館業の連携促進等

②目標の達成状況等

前計画の期間においては、令和元年度末時点で次のような達成状況となるところである。

区 分	新規設備投資件数		新規雇用者数	
	目 標	実 績	目 標	実 績
製造業	4件	2件	20人	5人
農林水産物等販売業	3件	0件	15人	0人
情報サービス業	1件	0件	10人	0人
旅館業	1件	0件	10人	0人

※件数、人数は租税特別措置を適用した数値

上記の成果及び課題について、製造業において目標値には達しなかったものの、新規投資件数や新規雇用の拡大につながった。これは、上記の取組とともに、国税にかかる租税特別措置、地方税の減免措置を利用することで、さらなる産業振興につながったものと考えられる。

本町としては、上記の達成状況等を踏まえ、さらに産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画において下記方針を重点的に取り組んでいくこととする。

- ・ 将来にわたる生産・供給体制の確立
- ・ 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- ・ 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- ・ 農林商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

2. 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地域は、下市町全域を対象地区とする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 農林水産業(農林水産物等販売業を含む)

本町の農業は、丘陵地を活用した果樹栽培等が町の基幹産業となっており、農業総合整備モデル事業等によりその振興を図ってきた。栽培作物は果樹の他は、花卉(菊・バラ・槿等)、そ菜類(スイカ・大根・白菜等)がある。

しかし、本町の農用地区域は、北西部の丘陵地の畑作(果樹)地域を除けば、河川に沿って細長く連なる水田や急傾斜の畑地が大半を占め、少子高齢化や後継者不足等により、本町の農業従事者は激減。加えて、イノシシ・シカ等による有害鳥獣被害によって農作物への被害が山間部のみならず町内全域に拡大し、農業者はその対策に多くの手間とコストがかけられている。特に山間部地域においては平地が少ないなど、北部に比べても収益性が低く、農地の維持・管理が困難な事態となっている。

また、本町の林業は、森林面積4,878haで林野率は79%となっており、そのうち75%が人工林である。その所有者の大部分が小規模経営者であり、木材価格の長期にわたる低迷に加え、自然災害などにより森林経営への意欲減退がみられ、基盤整備や機械化については進んでいない状況。また、若齢林の占める割合が高く、間伐等を必要とするにもかかわらず、森林管理に遅れが生じ森林の荒廃化が進んでいる。

こうした状況の中、農林水産業の持続的発展に向け、安定した生産・供給体制や後継者の確保・育成が求められる。

○商工業(製造業を含む)における現状と課題

本町の商工業については、人口減少等により町内での購買力が低下、また、近隣市町に郊外型大手スーパーが進出してきたことから、日常生活用品等の買い物についても町外へと流出し、地元小売業者の売上は減少傾向である。

また、豊かな森林資源を生かし、古くから割箸・三宝・神具、銘木、集成材などの木製品が生産されており、重要な地場産業となっているが、家族経営の事業者が多いことから、協同化や協業化、機械化等も難しく、従事者の高齢化も急速に進んでいる。

町内の平成27年の産業大分類別事業所及び事業者数は、製造業の92事業所、従事者619人に次いで卸売・小売業の131事業所537人、医療・福祉の17事業所、426人の順となっており、第一次産業である農林業はわずか3事業所8人となっている。

今後、商工会をはじめとした関係機関等との連携を強化し、既存事業者の支援に力を入れるとともに、新たな商品開発、販売ルートの開拓が必要である。

○観光(旅館業を含む)における現状と課題

町内の飲食サービス業数は7事業所、宿泊できる施設として、ゲストハウスが3か所存在するが、観光・レクリエーションが主要産業として成り立っていない。

しかし、「広橋梅林」「シャクヤクガーデン」その他様々な花、吉野川や丹生川の豊かな自然資源、日帰り温泉「明水館」・「森林公園やすらぎ村」や「かぶと虫の森」などの保養体験施設、「初市」「義経千本桜」にまつわるもの、その他神社仏閣などの歴史文化資源など優れた観光資源が存在しており、観光協会と連携し、PRやルート開発等を行っている。また、様々な地域交流の取り組みとして、「元気なまちづくり事業」が住民主導ではじまっている。

今後、観光の振興は、単に産業の振興という経済的な側面にとどまらず、都会住民との交流、受け入れ体制も含め、住民が地域の価値を再確認し、活性化させるための勉強会や町内周遊ツアーなど、地域振興に取り組む必要がある。

○情報通信業(情報サービス業等)における現状と課題

データセンターやインターネット付随サービス業のような情報通信業(情報サービス業等)などは、当町には存在しないものの、全国的にテレワーク等の普及拡大等に伴い、本町のような立地条件等であっても十分機能を発揮できる業種である。

今後、情報通信業(情報サービス業等)関連の企業参入の呼び水となるような施策を展開し、町内への新たな産業進出の促進が必要である。

5. 産業の振興を図るため促進を図ろうとする業種

- 農林水産業(農林水産物等販売業を含む)
- 商工業(製造業を含む)
- 観光(旅館業を含む)
- 情報通信業(情報サービス業等)

6. 産業振興及び事業活性化のための取組・関係団体との役割分担

ア 産業振興及び事業活性化のための取組

○石油価格や電気料金等のランニングコストの高騰により、エネルギーの制約が叫ばれる中、産業競争力強化・空洞化防止に資する最新設備、生産技術等の先端生産設備等の導入を促進するため、補助金等の周知・啓発に努める。

- 地元雇用の場を創出するため、誘致対象となる企業への効率的な情報発信や企業訪問活動を充実させ、企業誘致を推進する。
- 先端生産設備の導入等により地元企業の競争力を高め、産業基盤の強化を促進するため、助成金等の周知・啓発に努める。
- 農業生産の維持や農業経営の安定に向けて、生産基盤の充実や担い手・生産組織の育成など経営主体の強化を図る。
- 県、町、関係団体等が互いに連携しながら、②に掲げる取組を実施する。

イ 産業振興を図るための役割分担

(1) 下市町

① 半島振興法による租税特別措置の活用の促進

本町は、全域が半島振興対策実施地域になっており、国税にかかる工業機械等の割増償却を促進する。(5年間)また、固定資産税の不均一課税措置を行う。(3年間)

② PR活動

上記制度により、本町での企業活動が企業にとって優位であることの理解を得るため、本町ホームページ・SNS等を活用したPR活動を行う。

③ 企業誘致の促進

コールセンターやデータセンター等の業種の企業誘致を促進するため、情報基盤等をより一層充実させると共に優遇措置などの支援策を講じる。

④ 農林水産業(農林水産物等販売業を含む)における取組

出荷組合や生産組合等の団体による、協業や品種選定、加工品研究等とともに、小学生への農業指導、花づくり活動による農村景観の保全にも取り組む。

また、農林水産物や加工品の直売を行う朝市を行い、農林業全般の振興に努める。

⑤ 観光振興における取組

観光の振興により、交流人口や定留人口を確保していくことは、農林業や商工業などの既存産業の振興や、働く場の確保、町内の交流や活動の活性化につながるため、関係団体とも連携して以下の取り組みを推進する。

・国内外の修学旅行生を個人の家(民家)に宿泊させ、農業・木工体験等を通して、受入家庭と一緒に過ごす体験プログラム(教育民泊)。

・本町の特徴ある多様で豊かな自然や伝統などさまざまな観光資源に触れてもらう体験型の観光プログラム。

(2) 奈良県

① 半島振興法による租税特別措置の活用の促進

下市町全域が半島振興対策実施地域になっており、不動産取得税及び事業税の不均一課税措置を適用している。

②地域未来投資促進法に基づく優遇制度

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事計画」に沿って行う事業のうち、国が先進性を確認した事業について、不動産取得税等の税制優遇が適用。

③設備投資・雇用促進・産業育成の補助金等

県では、工場や研究所等を設置した企業が設備投資や新規常用雇用等の一定要件を満たした場合、補助金を交付することで立地企業のイニシャルコストを軽減する。

④旅館業支援のための取組

県では、宿泊力を強化し、県経済の発展に資するために、宿泊施設の質、量ともに充実を図るため、以下のような支援を行う。

- ・宿泊施設の増・改築又は設備の設置を行おうとする県内の既存宿泊事業者の方のため「宿泊施設開業支援資金、設備整備支援資金」
- ・制度融資「宿泊施設育成支援資金」
- ・宿泊施設の創業・開業のための「創業支援資金(宿泊施設認定枠)」
- ・宿泊施設事業者の個別課題の改善を支援する「専門家派遣」
- ・宿泊施設誘致促進のための「税制優遇」

(3)商工会

経営者研修等により、下市町の魅力づくり・情報発信・経営基盤の強化のための人材育成の実施、経営改善指導、異業種交流の促進等

(4)農業協同組合(JA)

生産から販売を円滑に運ぶための支援、担い手の確保・育成

(5)観光協会

PR活動の強化、農家と旅館業の連携の促進、農業体験等を組み込んだ観光プランの作成検討等

7. 計画の目標

本町では、既存企業による設備投資等の実績と、現在の遊休地の状況や町内の既存企業の活動状況に鑑み、本計画期間中における目標を以下のとおりとする。

(1)設備投資の活発化に関する目標(令和2年度～令和6年度)

業 種	新規設備投資件数 (件)
製造業	3件
旅館業	1件
農林水産物等販売業	1件
情報サービス業等	2件

(2)雇用・人口に関する目標(令和6年度)

新規雇用者数 (人)	50人
移住者数	20人

(3)事業者向けに周知する目標(毎年度)

①説明会の実施

県と連携し、事業者向け半島税制の説明会を年1回共催する。

商工会の定期総会や関係団体の定例会、ビジネスセミナー等において半島税制の説明を行う。

②Web媒体等による情報発信

国土交通省が提供されている半島税制の資料や説明動画を町のウェブサイト等において年4回発信するとともに、町の広報誌、メールマガジン、SNS等において当該ページを活用して事業者等に情報発信する。

③事業者への直接周知

事業者の会社に月10件訪問し、口頭による制度説明を行った上でチラシやパンフレットを提供する。

税務窓口や企業相談窓口において、半島税制の周知資料を常備し、窓口に来られた事業者等に対して、口頭による制度説明を行った上でチラシやパンフレットを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画等においておこなわれる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証をおこなう。

効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。